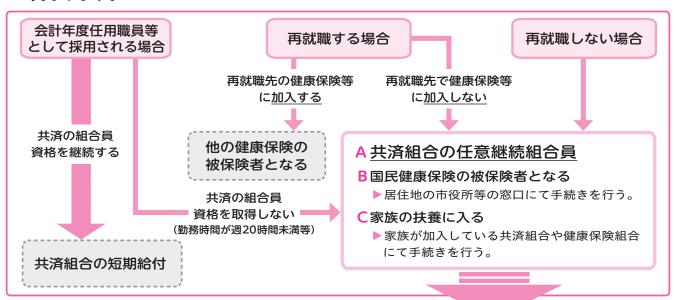
# 退職後に受けられる短期給付及び保健事業等について

退職後の健康保険については、共済組合の任意継続組合員になる方、新たな健康保険へ加入 される方とそれぞれ状況は異なると思いますが、退職後に受けられる短期給付及び保健事業等 についてご案内いたします。

# 1 退職後の医療保険制度

退職後は再就職した場合や家族の被扶養者となることにより適用される医療保険制度が 異なります。



### A(任意継続組合員)の場合に受けられる短期給付

任意継続組合員は、共済組合から短期給付を受けることができます。ただし、以下について は支給対象外となります。

#### 支給対象外となる給付

育児休業手当金 / 介護休業手当金 / 休業手当金 / 出産手当金(退職時に支給を受けていない場合) 傷病手当金(任意継続組合員となってからの疾病、負傷等によるもの)

#### B、Cの場合に受けられる短期給付

- ・出 産 費・・・ 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職後6月以 内に出産した場合に支給されます。
- 埋葬 組合員であった者が退職後3月以内に死亡したときは、埋葬を行った者 に対して支給されます。
- 退職の日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職のときに傷病 · 傷病手当金 · · · 手当金の支給を受けているときは、その者が退職しなかったとしたならば 支給される期間が終わるまで、継続して支給されます。
  - ※ 老齢厚生年金、老齢基礎年金及び同一の傷病による障害厚生年金又は 障害基礎年金(以下「老齢厚生年金等」といいます。)の支給を受ける 場合は、傷病手当金は支給されません。

ただし、老齢厚生年金等の額が傷病手当金の額を下回る場合は、その 差額が支給されます。

·出産手当金 · · · 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職した際に 出産手当金の支給を受けているときは、その者が退職しなかったとしたな らば支給される期間が終わるまで、継続して支給されます。

## 2 共済組合の任意継続組合員制度

#### (1) 加入資格

退職日の**前日まで**、引き続き1年以上共済組合の組合員であった方

#### (2) 加入できる期間

退職後2年間(途中で資格喪失することができます。)

#### (3) 加入手続

- ① 退職した所属所へ「任意継続組合員資格取得申出書」を提出
- ②通知文書、任意継続組合員証等、払込通知書を御本人様の自宅へ送付
- ③ 任意継続掛金を払込通知書にて納付 任意継続掛金を退職した日から 20 日以内に納付する必要があります。

#### 〈注意〉

納付期限までに掛金の納付がないため、任意継続組合員の資格を取り消す事例が発生して います。早めの納付をお願いします。

令和6年3月31日退職者の納付期限は令和6年4月19日(金)です。

#### (4) その他

#### 特定健康診査

特定健康診査の対象者(40歳以上 75歳未満者)となる方には、「特定健康診査受診券(セッ ト券)」と実施医療機関等 詳細についてのお知らせを例年5月下旬頃に自宅へ送付しています。 なお、特定健康診査に係る基本的な健診費用は全額共済組合が負担しますので、自己負担 はありません。

#### 特定保健指導

特定健康診査の結果により、糖尿病や心臓病、脳卒中などの生活習慣病リスクのある方へ、 生活習慣改善ができるように専門家が支援するものです。共済組合が全額負担しますので積 極的に活用ください。

特定健康診査及び特定保健指導は体の状態を把握し、病気の早期発見、早期治療につながる 良い機会です。病気の発症・重症化を未然に防ぐことは、皆様の健康維持のために重要ですので、 積極的な受診をお願いします。

※ 特定健康診査の受診券は毎年4月1日時点で共済組合の資格がある方を対象に送付しています。

# 「年収の壁・支援強化パッケージ」における、 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱い等について

被扶養者の「年収の壁」に対する国の政策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表 されました。

主なものとして、新たに健康保険適用となった場合に、事業主が従業員に対して支給する「社 会保険適用促進手当」については、本人負担分の保険料相当額を上限として、標準報酬月額・ 標準賞与額の算定に考慮しないこととされました。

また、被扶養者の認定にあたって、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動 である場合は、通常提出する収入確認書類とあわせて、「一時的な収入変動である旨の事業主の 証明」を提出することにより、当組合にて一時的な収入変動と認められた場合は、被扶養者と しての新規及び継続加入が可能となります。

この措置は、令和5年10月20日以降の被扶養者認定時等に適用され、それ以前については 遡及適用されません。

詳細については、当組合ホームページ(トップ画面のお知らせ 2023.11.01)をご覧願います。